「六ケ所再処理工場に関する質問と要望書」回答のコメント(概要) 2020.12.8

2020.9.29 提出 同年 11.26 回答

<後半4ページ以降に提出団体、<u>質問と回答全文、コメント(詳細)</u>を付け加えました。>

以下 ○:質問回答 *:コメント

今回は6年半に渡り行われた国の安全審査を終えた六ヶ所再処理工場の重大事故の要因とその対策について、審査の問題、アクティブ試験の問題等について、さまざまな質問を発し警鐘を鳴らしたつもりである。今回の質問の回答により、アクティブ試験が製品回収率やガラス固化試験等、事業計画通りに行っておらず失敗だったことがより鮮明になったと私たちは見ている。驚くべきことは、今後行わる予定であった「使用前検査」が法改正され「使用前事業者検査」とされ骨抜きにされていたことである。全体を通し回答は質問事項に答えない、商業機密とするなど真摯に答える姿勢が見えず、また回答後の再質問意見交換会の要求を拒否するなど、疑問に答えず信頼できる状況にない。このまま本格稼働になると日常的に放出される放射性汚染水や汚染物による環境汚染の広がり、大地震や落雷、火山活動等が引き金になり重大事故が起こる不安が増すばかりである。私たちの環境と安全を守るために再処理から撤退を求める運動を粘り強く進めていきたい。

1.新規制基準適合性審査に関わる質問

1 - 1

- 蒸発乾固で事故が収束するのならば高レベル廃液のガラス固化は不要になるのではないかについては回答がなかった。
- 高レベル廃液は冷却機能が喪失したなら蒸発乾固しさらに乾固物の溶融揮発,爆発により大事故になるがその対策をなぜ立てないのかについては、「蒸発乾固に至らないようにする」との回答であった。
- *乾固後高温になり、溶融、揮発、爆発こそ重大事故なのだが、乾固させないので、乾固後の評価をしないという姿勢で不都合の事象は評価しないでは大事故への道であろう。
 - 原理的に起こり得る大事故についてその対策を立てないで済ませてはいけない。

1 - 2

○ 高レベル廃液貯槽 4 貯槽に Pu239 の臨界量 5.6kg を超えることがわかった。これが沸騰濃度や溶融事故時などに臨界になる可能性について審査されたのか質問した。

「廃液中の濃度は少なく臨界はおきない」との回答であった。

- 電源が止まり廃液が沸騰濃縮する場合、比重が 20 と大きい Pu や U が早期に沈降し下部で臨界濃度に達することや、さらに蒸発乾固後溶融したときにどうなのかの質問に答えず。
- 具体的にこれらの貯槽について審査されたならばその審査会名を知らせてほしいとの質問には「事業指定審査の中で議論が行われた」と回答だが、肝心の審査会名を示そうとしない。
- *これらのことは具体的な貯槽については臨界審査はされていないことを示している。

1 – 3

- 岩手宮城内陸地震で記録した 4022 ガルと比較し六ケ所再処理工場の基準地震動は 700 ガルであるが、耐震性は大丈夫かとする質問に「内陸地震については地表における観測記録であり、原子力施設の基盤上の地震動とは単純に比較できない」「静的地震力については一般建物の基準の 3 倍で評価している」とする回答であった。
- *ここは具体的な地震意味が把握できず、大飯原発の地裁判例と対照し確認するようにしたい。再処理工場は複雑な装置や配管からなる大量の放射能と有機化学や危険物を扱う大化学工場である。そこが大地震に襲われた場合パイプの継ぎ目や装置とパイプとの継ぎ目などから

漏洩が起こり、引火により大事故へと進展する可能性がある。大地震の備えは万全なのか 回答を元に確認していきたい。

1 - 4

○ 火山の降灰量が 55cm まで耐えるとしている, そのような環境では人は生きていけないのではないか高レベル廃液や使用済み燃料プールの冷却は本当に大丈夫なのかとの質問に対して

「敷地全域に 55cm の降下火砕物が湿潤状態で堆積しても安全が損なわれることはない」との回答だった。 *大量の火山灰が降下環境では非常用ディーゼル発電機の空気取り入れ口のフィルターがすぐに目詰まり起こすであろうし、室内も降下粉塵が入り込んでくるであろう。外は 55cm の降下灰であるならば一般道は使用できないであろう。車のフィルターも目詰まりを起こし使用できなくなる。第一に人は生きていけるのか。日本は世界一の火山密集域である。降灰が 55cm でも問題ないと強弁する科学技術万能・安全軽視の姿勢が恐ろしい。自然の脅威にただ立ちすくみ放射能の大量放出が始まるのではないのか。

2. アクティヴ試験に関わる質問

2 - 1

○ 高レベル廃液中のストロンチウム 90 そしてウランとプルトニウムについて, 東海工場は Sr90 については公開しているのになぜ六ヶ所工場は公開できないのかの問に「商業機密であり公開できない」との回答。

*東海・六ケ所両再処理工場とも廃液中の U, Pu を公開していない, 再処理工場が「商業施設」なのか疑問だ, 商業機密の定義を明らかにすべきです。人々の安全に係る情報と商業機密のどちらが大切か考えるとわかることではないか。

2 - 2

- アクティブ試験で 425 トンの使用済燃料を再処理した。その際のウラン、プルトニウムの製品への回収率はいくらだったのか質問した。回答は「商業機密で公開できない」とのこと。
- * これは事業指定申請書で原燃は98.2%の回収率としており、これを下回る結果だったからではないか。 (旧再処理規則ではこの値を上回ることが使用前検査の合格基準とされていた。しかし3・11の原発事故後法律が改悪され、使用前検査自体が削除されていた。)

原燃定期報告書から計算するとウランは91%、プルトニウムは78%程度の回収率であった。

詳しくは以下本文のコメントを参照のこと。

2 - 3

- ① U,Pu の回収率は 98.2% と国に申請しているが未回収の 1.8%の U,Pu はどこにどの程度移行したのか質問した。しかし「運転データであり商業機密」として回答なし。
- *98.2%は事業指定申請書に記載されている回収率の数値だと認めている。おそらく未回収の殆どが高レベル廃液に移行し最終的にガラス固化される。人々の安全に関わる問題だ。

2 - 4

- 原燃が製造したガラス固化体は、高レベル廃液の目標閉込率と比較すると6割程度になる。また英国からの返還固化体と比べるとセシウム137の閉込率は約2割であり、ガラス固化技術は失敗ではなかったのか質問した。回答はガラス固化体の本数が多くなった原因について説明しているだけであった。
- * ガラス固化は失敗だったのではという質問に答えないということは、失敗だったことを暗に認めている。このような未完成技術でガラス固化体を製造すると発生する固化体の本数が増加するばかりであろう。2-5
- 質問はガラス溶融炉のトラブル原因は白金族元素であるとされているが、白金族(Ru,Rh,Pd)比重約 12 より約 3 倍ほど多く含まれている比重が 20 前後で放射性の U,TRU(Np,Pu,Am,Cm)のほうが実際の問題ではないかと質問した。質問には答えず。

説明もせずに「超ウラン元素 TRU が影響を与えることはない」と断言している。

* 回答では TRU と最も多く含まれる U が除かれていることに注意してほしい。いつまで経っても高レベル廃液の量が減少しないような技術にこだわり,大地震や火山噴火などが起こってしまえば大惨事になる。

2 - 6

- 失敗続きの現ガラス固化体製造方式は止めて、英仏方式にしてはどうかとの質問に 「現行方式は寿命が長く処理量が多く炉交換の廃棄物も少ない」「ガラス固化試験で技術的 課題を克服している」との回答
- *現実の試験結果を見ると、英国方式のほうが、六ヶ所方式より5倍もセシウム137を閉込めている.それだけ無駄にガラス固化体を増やしていることになる。固化開始後13年も経過しているのに廃液が減少せず固化実績が見えてない。いつまでもこのような技術にしがみついて、人々へ不安定で超危険な高レベル廃液の潜在的リスクを与え続けている、もう許されない。

3. その他

3 - 1

- 海洋へ大量のトリチウム等を放出することはどうかとする質問について「十分な拡散・希釈効果を有する海洋放出口から放出する方法は安全性の観点からも最も妥当な方法である」との回答があった。海洋のアセスメント、海洋へ放出することは環境基本法の理念を逸脱するものではないかと2つの質問には答えがなかった。
- *福島第一原発汚染水中のトリチウム 860 兆 Bq の海洋放出で世界的にも問題になっている現在その 11 倍を 1 年で放出する行為にこのような回答は誰も受け入れないであろう。
- この時代に環境や人の健康に配慮しない無神経極まりない回答であった。海は原燃のものではないみんなの 財産だ。

3 - 2

- 増田社長からガラス固化試験について「使用前検査」を終えてから設備の動作試験をする」と、方針が報道されていた。重要な試験であり実廃液を使用し使用前検査を受けるべきでないか。との質問に「炉規制法第48条に基づき使用前事業者検査を竣工前に実施し、その後原子力規制庁に使用前確認を受ける予定だ」との回答。
- *国(原子力規制委員会)は3.11以降,法改正にまぎれこませ, (使用前検査)を骨抜きし使用前事業者検査とし,事業者の自主検査を確認するだけのように法律を改悪していました。詳細は本文のコメントを参照。

3 - 3

○ 再処理工場には原発を遥かに上回る放射能が燃料プールや不安定な高レベル廃液,ガラス固化体の形で大量に集積されている。しかし UPZ 緊急時防護措置準備区域は原発よりも狭く 5km とされている。これは極端な過小評価ではないかと質問した。

「IAEA(国際原子力機関)の基準では敷地外で重篤な確定的影響を生じさせるおそれがない施設(分類 II)」に該当され UPZ を 5km にした」との回答であった。

*IAEA は国連の保護下の機関として位置付けられている。原子力の平和利用という目的の機関であり、言うなれば原子力推進機関である。1957 年設立後この間世界はチェルノブイリ、スリーマイル、福島第一原発などさまざまな大事故が起き世界中を平和利用の名の下世界を放射能で汚染させてきた。一体何を指導してきたのか。再処理施設を原発よりも危険度が低いとする見解を示すような機関である。環境・人命を第一にする、利益相反がない公正な機関の見解が必要だ。現実のウラル事故、旧西独や高木評価等をよく見て人々の安全上これでよいのか。この世界一の地震密集国で世界でも最も危険施設の UPZ5km は人々を欺くものでありとても容認できない。

3 - 4

○ 海外からの返還固化体については英国からのものはその組成等が明らかにされている。しかしウランについてはその濃度が伏せ字になり秘密にされていた。一方六ヶ所再処理工場で製造されたガラス固化体についても、固化体に閉込められた各核種とその濃度を公開するべきではないかとする質問に「返還固化体は、原子炉規制法第58条に基づく申請書が公開されているが、当社は輸送の計画はないので該当しない」との回答であった。

*法律は輸入廃棄物については核燃料物質の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則第二条で基準が定められ放射性物質の種類ごとの放射能濃度が求められている。

しかし国内で製造されたものに係る廃棄物の運搬に係る法整備はまだ行われていないようだ。

最終処分されるガラス固化体については数千年、数万年の管理が必要なものであり国内、国外に関わらず含まれる放射性物質の種類ごとの放射能濃度が公開されるべきであり、それが最終処分の条件になることは当然ではあろう。

3 - 5

○ 工場が重大事故を起こした場合の社長を始めとする経営層の責任について質問をしたが、回答者は社長ではなく日本原燃の広報部で、責任については答えず一般的な回答内容であった。

*「安全を最優先し」とあるがこれは、社内の職員の安全を意味しているように思う。もし周辺住民を始めとする人々の安全を最優先するのならば海洋や空にトリチウムやクリプトン、炭素などの放射性物質を垂れ流しにするようなことはありえないからである。

ウラン,プルトニウムの製品への回収率,ガラス固化体に含まれる核種の放射能量など秘密にして公開せずに,安全を最優先と言われても言葉だけにしか聞こえない。

「福島原発事故が社会に与えた影響を決して忘れることなく」とあるが、同時に事業者として福島原発事故がなぜ起きたのかそこから教訓を得、それを事業に反映させることがなければ意味がない。なぜ大津波が予測されていたのに対策をとらなかったのか、東電のシステムに大きな欠陥があったからではないか。

6市民団体:質問&日本原燃回答全文&コメント(詳細)

2020年9月29日提出 同年11月26日回答受領

提出前文

日本原燃㈱社長増田尚宏様

提出団体 花とハーブの里(青森県六ケ所村)代表菊川慶子
PEACE LAND (青森県八戸市)代表山内雅一
大間とわたしたち・未来につながる会(北海道函館市)代表野村保子
豊かな三陸の海を守る会(岩手県宮古市)共同代表横田有平

三陸・宮城の海を放射能から守る仙台の会(宮城県仙台市) 代表大友佳代子

三陸の海を放射能から守る岩手の会(岩手県盛岡市)世話人永田文夫

六ケ所再処理工場に関する質問と要望書

去る7月29日,原子力規制委員会は核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査(以下「適合性審査」とする)とパブコメを受け貴社に再処理事業所における再処理の事業変更を許可しました。会議の中で複数の委員からパブコメにおいて「日本原燃の技術的能力に関する意見が多数あった。技術的能力について一般の人がよく理解している。もっともな意見が多い」等とのコメントがありました。

私たちは適合性審査においては「未審査の事項」,「技術的能力に関わりアクティブ試験の評価」等についての審査が不十分であったと考えます。原子炉等規制法第 44 条二の第一項「指定の基準」二に掲げる「重大事故の発生拡大防止,事業遂行の技術的能力」を十分に検討することなく合格と判定したことは重大事故への道です。

重大事故を絶対に起こさないために、貴社に徹底した情報開示を求めます。

以上の理由から、以下の質問に文書でご回答をお願いします。

*なお勝手ながら、回答は10月29日までにお願いします。さらに回答をいただいた後内容を確認した上で、私たちは貴社にお伺いし再度口頭で質問・要望したいと思っています。そうした場と日時(約2時間)の設定を重ねてお願いいたします。

質 問

- Ⅰ. 新規制基準適合性審査に関わる質問
- <u>質 I 1)</u>「重大事故」として高レベル廃液等の「冷却機能の喪失による蒸発乾固」とありますが、蒸発乾固で事故が収束するのならば高レベル廃液のガラス固化は不要になると思われますが、どうですか。

廃液が蒸発乾固後含有核種の自己崩壊熱により溶融,そして揮発,さらに場合により硝酸塩爆発により環境へ放射性物質が拡散する事態を私達は心配しています。 1977 年 1 月 15 日の毎日新聞で「核再処理工場の重大事故」として報じられた西ドイツ政府のシミュレーションや 1957 年 9 月実際に起きた再処理施設の大事故「ウラルの核惨事」では蒸発乾固後の揮発や爆発によるものでした。高レベル廃液はこうした大事故を起こす可能性があることをきちんと認識し、対策を立てないのはなぜですか。

回答 | -1

蒸発乾固の対応としては「水分が存在する領域」に対して適合する信頼性の高い対策を整備し、これを確実に実施することで放射性物質の発生を抑制し、蒸発乾固の進行を防ぐことで揮発性元素であるルテニウムの放出に至らないようにします。具体的には高レベル廃液貯槽等は独立した2系統の安全冷却水系(1系統で100%の冷却能力を有する)からの

冷却水で冷却しています。さらに、安全冷却水系は非常用所内電源系統に接続する設計としているので、外部電源喪失の際にも冷却機能が維持されることから高レベル廃液貯槽等の冷却機能が喪失することはないと評価しております。仮に何らかの原因で冷却設備が停止した場合においても冷却設備に可搬型ポンプを接続して冷却機能を維持、または貯槽に直接注水し蒸発乾固が進行することを防止します。

また、再処理する使用済燃料の冷却年数を 4 年から 15 年としたことにより、Ru の放射能が約 2000 分の 1 に減らすことが可能となるため、万が一、前述の機能が維持されず高レベル廃液の蒸発乾固が発生した場合でも周囲への影響を大幅に低下させることができます。なお、ガラスは水に溶けにくく、化学的に安定しているため、放射性物質を長期間にわたり安定して閉じ込めるのに優れています。また、地下水がしみ込みにくく、地層処分に適しています。これらの観点から、高レベル放射性廃液の処分にはガラス固化の方法を採用しております。

コメントI-1

1つ目の質問「蒸発乾固で事故が収束するのならば高レベル廃液のガラス固化は不要になるのではないか」については回答がなかった。

2つ目の質問「高レベル廃液は冷却機能が喪失したなら蒸発乾固しさらに乾固物の溶融揮発, 爆発により大事故になるがその対策をなぜ立てないのか」とする質問には,蒸発乾固に至らないように,2系統の冷却水系,非常用電源系統で対応している。冷却系統が喪失した時には,可搬型ポンプを接続する,貯槽に直接給水し乾固を止める。との回答であった。また,使用済燃料の冷却期間を4年から15年としたことによりRu(半減期1年)の放射能を大幅に低下させることができると回答半減期が数年のものは減少するであろうが,CsやSrなどの数十年以上のものはほとんどもしくは全く減少しない。質問していないガラス固化について説明が付け加わっていた。ガラス固化が良いのならばなぜ早期に高レベル廃液を固化しないのか。*乾固後高温になり,溶融,揮発,爆発こそ重大事故なのだが,乾固させないので,乾固後の評価をしないという姿勢であり,それを国も容認している。不都合の事象は評価しないで済ませていては福島原発のような大事故への道であろう。実際にウラルの核大惨事が起こっている,100歩譲っても原理的に起こり得る可能性がある大事故についてその対策を立てないで済ませてはいけない。

回答 | -2

高レベル廃液は、高レベル廃液処理工程及び高レベル廃液ガラス固化工程に送られる前に、上流側の分離 設備において同廃液中に含まれているプルトニウム濃度が十分低いことを分析して確認します。したがつて、 高レベル廃液処理工程、高レベル廃液ガラス固化工程及びガラス固化体貯蔵施設でのプルトニウムによる臨 界の可能性はありません。高レベル廃液には、不溶解残渣廃液もありますが、不溶解残渣中のプルトニウム は十分少なく臨界の可能性はありません。

また、重大事故対策として、長時間の全交流動力電源喪失等設計上定める条件より厳しい条件を設定した場合でも、高レベル廃液貯槽及び不溶解残渣廃液貯槽では臨界事故が発生しないこと、また、冷却機能の喪失による蒸発乾固や放射線分解により発生する水素による爆発の発生を仮定した場合でも、これらの重大事故から臨界事故が連鎖して発生しないことを審査において確認しています。

なお、臨界事故に関しては事業指定申請書の既許可申請の中で議論が行われ問題がないことを確認し、パブコメに関連した議論の中でも臨界が発生しないことを確認しています。

コメントー-2

高レベル廃液貯槽 4 貯槽に Pu239 の臨界量 5.6kg を超えることがわかった(高レベル廃液貯槽 120m3 に 8.75kg,不溶解残渣廃液貯槽 70m3 に 14.6kg)。これが沸騰濃度や溶融事故時などに臨界になる可能性について審査されたのか質問した。

「廃液中の濃度は少なく臨界はおきない」と臨界濃度に達していないから起きないとの回答であった。廃液がそのままならばわかるが、電源が止まり沸騰濃縮する場合、比重が20と大きいPuやUが早期に沈降し下部で臨界濃度に達することや、さらに蒸発乾固後溶融したときにどうなのかの質問に答えていない。 具体的にこれらの貯槽について審査されたならばその審査会名を知らせてほしいとの質問には答えず「事業指定審査の中で議論が行われた、パブコメに関連した議論の中でも臨界が発生しないことを確認している」と、肝心の審議会名を示そうとしない。

*このことは質問した具体的な貯槽については審査されていないことを示す。臨界危険について十分な審査が行われていなかったことを確認したい。

質問 I-3) 重大事故の外部事象として、地震の基準地震動(700 ガル)の 1.2 倍(840 ガル)を考慮し耐震設計することになっています。 2008 年 6 月岩手・宮城内陸地震では 4000 ガルを超える地震が起こっていますが、このような再処理施設の耐震基準では大地震が敷地近辺で起こった場合耐えられないのではないでしょうか。民間建設会社では設計基準を 5000 ガルとしているところもあると聞いています、なぜこの超危険施設の基準をこのような民間の基準よりも低い値に設定するのでしょうか。

回答 | - 3

岩手宮城内陸地震(2008 年 4022 ガル)については、地表における観測記録であり、地表付近での増幅や観測機器の浮き上がり等の影響があるとされており、原子力施設の耐震設計に用いられるような基盤上の地震動とは位置づけが異なることから、原子力施設の基準地震動と単純に比較できるものではありません。

なお、原子力施設の耐震設計は最新の科学的・技術的知見に基づき策定された新規制基準に則り行われ、 静的地震力については一般建物の基準の3倍で評価しており、十分な耐震性をもっております。

コメントー 3

岩手宮城内陸地震で記録した 4022 ガルと比較し六ケ所再処理工場の基準地震動は 700 ガルであるが、耐震性は大丈夫かとする質問に、「内陸地震については地表における観測記録であり、原子力施設の基盤上の地震動とは単純に比較できない」とする回答であった。「静的地震力については一般建物の基準の 3 倍で評価している」ここも具体的な意味が把握できず、確認するようにしたい。

*再処理工場は複雑な装置や配管からなる大量の放射能と有機化学や危険物を扱う大化学工場である。そこが大地震に襲われた場合パイプの継ぎ目や装置とパイプとの継ぎ目などから漏洩が起こり、引火により大事故へと進展する可能性がある。大地震の備えは万全なのか回答を元に確認しておくようにしたい。

質問 I-4) 重大事故の外部事象として,火山の降灰量は 55cm まで耐えることになっています。 3 mm の降灰で停電,10cm の降灰で道路は通行不能,上下水道も処理能力や目詰まりが起こり,目,鼻,のど,気管支に異常が現れるといわれています。富士山では 16 日間噴火が続いた例があるといいます。55cm もの降灰環境では人は生きていけるのでしょうか。このような降灰下では各種フィルターが目詰まりを起こし電力や水源の確保ができず,高レベル廃液や使用済燃料プールの冷却が正常に行われるとはとても考えられませんが,本当に大丈夫なのですか,その理由をお知らせください。

回答 | - 4

火山灰には設計基準で対策を講じています。(重大事故ではありません)敷地全域に最大 55cm の降下火砕物が湿潤状態で堆積することを想定し、積雪による荷重も考慮しても構造健全性が維持されることを確認しています。また、閉塞、摩耗等の直接的影響を考慮しても、安全機能が損なわれないこと及び長期間の外部電源の喪失や施設へのアクセス制限といつた間接的影響を考慮しても、燃料の備蓄などにより、非常用ディーゼル発電機等の 7 日間の連続運転ができる設計としており、高レベル廃液貯槽や使用済燃料貯蔵プールの安全機能(冷却機能)が損なわれることはありません。

建屋の外気取入口には除灰用ろ布の取り付け、フィルタが目詰まりしないようにします。加えて、フィルタ(ステンレス製ワイヤーネット)の追加設置等により、日詰まりした際でも、フイルタの清掃や交換を行えるようにします。フィルタの交換場所は建屋内となるため、視界が遮られ清掃や交換作業が妨げられることはありません。また、屋外での使用を想定している設備(可搬型空気圧縮機、可搬型中型移送ポンプ等)を屋内へ移動させて使用します。

コメントI-4

火山の降灰量が 55cm まで耐えるとしている, そのような環境では人は生きていけないのではないか高レベル廃液や使用済み燃料プールの冷却は本当に大丈夫なのかとの質問に対して

「敷地全域に 55cm の降下火砕物が湿潤状態で堆積しても安全が損なわれることはない」との回答だった。 電源が失われても非常用ディーゼル発電機等の 7 日間の連続運転ができる設計になっているという。しかし 発電機は軽油もしくは重油を燃やすわけであり空気が必要となる,そのフィルターがすぐに目詰まり起こす であろうし,室内も降下粉塵が入り込んでくるであろう。うまく行ったとしても 7 日以降は燃料が途絶え発 電できなくなる。外は 55cm の降下灰であるならば一般道は使用できないであろう。車のフィルターも目詰 まりを起こし使用できなくなるなど,想定外のことが起こるはずだ。日本は世界一の火山密集域である。

*降灰が55cmでも問題ないと強弁する科学技術万能・安全軽視の姿勢が恐ろしい。

爆発前の大地震、噴火、火砕流など自然の脅威にただ立ちすくだけになるのではないのか。

Ⅱ アクティブ試験に関わる質問

質問 \parallel — 1) 川田龍平参議院議員の質問主意書答弁書 2013 年 2 月 26 日では,原子力研究開発機構は東海再処理施設の高放射性廃液について 25 の含有核種について答えていました。一方貴社六ケ所再処理工場の高レベル廃液については 7 核種について答えられていましたが,大量に含まれるストロンチウム 90 が答えられていませんでした。また,ウランやプルトニウムついても同位体が大量に含まれるはずであるに関わらずこれら重要な核種について答えられていなかった理由をお知らせください。

現在貯蔵されている高レベル廃液に含まれる Sr90 や Pu と U の同位体の放射能濃度をお知らせください。

回答 || - 1

Pu と U の同位体の放射性擬贋は運転データが分かりえる可能性があり、商業機密に該当するため、公開を控えさせていただきます。

コメント॥-1

高レベル廃液中のウランとプルトニウムについては東海再処理工場も公開しておりません。これは令和二年 10月 30日「・・・東海再処理施設に係る廃止措置計画変更認可申請書」の 155,156ページを見ると灰色に塗りつぶされていることからわかる。しかし、東海工場は Sr90 については公開しているのになぜ六ヶ所工場は公開できないのかこれには答えていません。両再処理工場とも廃液中の U、Pu を公開しない、「運転データが分かるため商業機密であり公開しない」と答えています。

疑問は「商業機密」の定義を明らかにせよとということ。人々の安全に係る情報と商業機密とどちらが大切 か考えるとわかることではないか。そもそも再処理工場が商業施設なのだろうか。さらなる疑問は運転データがわかると不都合な理由はなにか。これを公開すると工場の目的である Pu と U の製品回収率がわかり, 事業目標値の 98.2%が達成されていないことがわかり工場の技術が未完成ということがわかるからではないか。加えて有害で超長半減期の Pu,U が高レベル廃液そしてガラス固化体に大量に入り込むことがわかり, 最終処分に影響を与えることになることを恐れているからではないかと思われる。

*何がどれだけ含まれているか素性のわからないガラス固化体の最終処分を受け入れる自治体はないであろう。本当のことを正直に示し最終処分の選択をお願いすべきであろう。このような最悪の汚染物を未来世代へ押し付ける、真実を明記するのは最低限のマナーであろう。

質問 II — 2) ウラン・プルトニウムの回収率は貴社アクティブ試験経過報告書第 4 ステップ(平成 20 年 2 月 27 日)で目標の 98.2%を達成したと報告されていました。この報告では BWR 使用済ウラン燃料を 4.48 トン処理した場合のもののようです。これはアクティブ試験全体で使用した使用済燃料 425 トンのわずか 1.1%程度であり、この一度だけの収支で目標を達成したと言えるのでしょうか。貴社定期報告書では使用済燃料約 425 トンが再処理され、ウラン製品約 366 トン、プルトニウム製品が約 6658kg 生産されたと記載されています。アクティブ試験全体で回収されたウラン・プルトニウムの回収率をその計算根拠とともにお知らせください。

回答 || - 2

アクティブ試験において確認した回収率の数値については商業機密に該当するため公開を控えさせていた だいております。

コメント॥-2

法律が改悪され(使用前検査)が削除されてしまった。

2004年の原子炉等規制法第46条(使用前検査)第一項に「再処理事業者は・・・再処理施設の工事及び性能について経産大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ再処理施設を使用してはならない。」とある。再処理規則第6条の二(性能の技術上の基準)の七には「製品の回収率が、申請書等及びその添付書類に記載した値以上であること」とある。

日本原燃が提出した事業申請書には製品ウランとプルトニウムの回収率は 98.2%と記載されている。アクティブ試験全体でこの回収率を達成したのかどうか質問した。しかし前問と同様に「商業機密」として公開を控えるとの回答である。定期報告書の使用済燃料の 425 トンと回収された U (366+3.3) トン, プルトニウム 3.3 トンとされている数値から一般的な条件で計算すると U の回収率は約 91%,Pu は 87%になった。目標値からはるかに劣る回収率になる。2004 年の法律を適用すると工場の操業はできないことになる。

しかし、2012年原子力規制委員会が発足し原子炉等規制法第 46 条の二の二(再処理施設の性能の維持)が加えられ「再処理事業者は再処理施設の性能が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するようにその再処理施設を維持しなければならない。」とされ、再処理規則第 6 条の二(性能の技術上の基準)は全体が削除されていた。法第 46 条(使用前検査)は残っていた。 原子力規制委員会委員会規則:再処理施設の技術基準に関する規則を確認してみたが、 旧再処理規則第 6 条の二(性能の技術上の基準)の二を担保する条項は消され再処理施設の維持の基準になってしまっていることがわかった。 そして今年 2020 年 4 月 1 日施行の原子炉等規制法第 46 条は(使用前検査)も削除され(使用前事業者検査)に変更されていた。第 46 条の 3 「・・・使用前事業者検査についての原子力規制検査により再処理施設が前項各号のいずれにも適合していることについて原子力規制委員会の確認を受けた後でなければその再処理施設を使用してはならない。」とあり国は事業者の申請書にかかわる技術基準になっているか確認することとなり、すっかり(使用前検査)は消されてしまい、製品の回収率に係る性能の技術上の基準検査は法律からのぞかれてしまった。

<u>質問 II — 3)</u>貴社はウラン・プルトニウムの回収率は 98.2%を目標にしているとのことと聞きました。未回収のウラン・プルトニウムは 1.8%になります。アクティブ試験全体で使用済燃料 425 トンが処理されましたが、未回収のウラン・プルトニウムは各何トンですか、具体的に高レベル廃液、ガラス固化体などどこにどの程度の量が移行したのでしょうかお知らせください。

回答 || - 3

アクティプ試験において確認した運転データについては、商業機密に該当するため、公開を控えさせていただいております。具体的な回収率については上記の理由によりお答えできませんが、プルトニウムの管理状況については内閣府から管理状況が報告されておりますのでそちらをご確認ください。なお、ご指摘の数値は事業指定申請書に記戦の値であり、アクティプ試験の結果ではありません。

http://www,aec.go.jp/jicst/NC/iinkai/tcirci/siryo2020/siryo24/1_haifu.pdf

コメント॥-3

再処理し製品として回収されなかった U, Pu はどこにどの程度移行したのか質問した。しかし回収率と関係する数値であり「商業機密」として答えできないとのこと。98.2%は事業指定申請書に記載されている回収率の数値だと認めている。実際の使用済燃料の再処理をしたアクティブ試験結果とはもちろん異なることはわかっている。

前二問の回答同様に「商業機密」という。URLの内容は原子力基本法に基づく事業所からの報告をまとめた「我が国のプルトニウムの管理状況」であり第24回原子力委員会資料第一号のものであった。

質問 II — 4) ガラス固化体が 2007 年 11 月~2008 年 1 月に 57 本(廃液約 30m³),2008 年 2 月~2013 年 7 月に 289 本(廃液約 95m³)製造されました。後者の廃液の閉込率は 0.33m3/本となり貴社が当初予定していた 0.52m3/本の約 6 割の閉込率でした。また後者のガラス固化体と英国セラフィールド工場で 2003 年~2005 年製造された返還固化体 28 本のセシウム 137 閉込量と比較すると,セラフィールドの約 2 割でした。これは貴社のガラス固化は失敗だったということではないでしょうか。見解をお知らせください。

回答 || - 4

安定したガラス固化処理運転をするためにガラス固化試験において計画的に模擬廃液等でのガラス固化体 製造を実施したこと、および定期的に模擬廃液を使用した洗浄運転を実施したことによるものです。

コメント॥-4

高レベル廃液の目標閉込率と比較すると 6 割り程度になる。また英国からの返還固化体と比べるとセシウム 137 の閉込率は約 2 割であり、ガラス固化技術は失敗ではなかったのか質問した。

回答は失敗だったことには触れないで、ガラス固化体の本数が多くなった原因について説明しているだけであった。東海再処理工場では一回り小さいガラス溶融炉を使用しガラス固化をしている。こちらは不安定な廃液のままにしておくことは潜在的なリスクが高いことを認め 2006 年 1 月からガラス固化を再開したが自金族問題などで失敗が続いている。こちらは六ヶ所工場の元になる方式で行っているが閉込率は 0.59m3/本前後であり原燃よりもはるかに勝っている。

*ガラス固化は失敗だったのではという質問を原燃は否定せず答えないということは、失敗だったことを暗に認めている。このような技術でガラス固化体を製造すると発生する固化体の本数が大きく増加するばかりであろう。

<u>質問Ⅱ―5)</u>ウラン・プルトニウムの貴社回収目標は 98.2%であり、未回収 1.8%分の多くは高レベル廃液に含まれるものと推察されます。この両元素と他の超ウラン元素(Np,Am,Cm)の量は白金族元素(Ru,Rh,Pd)よりも圧倒的に多く含まれているのではないでしょうか。

ウランやプルトニウムの比重は 20 近い値であり、これら白金族元素(比重約 12)よりもはるかに重く、不溶解残渣にも多量に混入してくるのではないでしょうか。ガラス固化がうまく行かないのは、このウラン・超ウラン元素が主たる影響を及ぼしているからではないでしょうか。模擬廃液は非放射性物質を使用していると聞きますが、そのような廃液を使用してガラス溶融炉モックアップ試験をしても実際のウラン・超ウラ

ン元素を含む廃液のガラス固化の成否を判断できないと思われますがどうですか。見解をお知らせください。 回答 II - 5

超ウラン元素が高レベル廃液か不溶解残渣のどちらに多く含有するかに関わらず溶融炉の運転に影響を与 えることはありません。

コメント॥-5

質問はガラス溶融炉のトラブル原因は白金族元素であるとされているが、白金族(Ru,Rh,Pd)比重約 12 より約3倍ほど多く含まれている比重が 20 前後で放射性の U,TRU(Np,Pu,Am,Cm)のほうが実際の問題ではないかと質問した。このことには答えず問題をすり替えた形で聞いていないことの回答をしている。説明もせずに超ウラン元素 TRU が影響を与えることはないと断言している。しかしここに最もふくまる Uが除かれていることは,U についてはやはり配慮が必要だと思ったからではないだろうか。いつまで経っても高レベル廃液の量が減少しない(その分潜在的リスクがいつまでも加わる)ような技術にこだわっていて大地震や火山噴火などが起こってしまえば大惨事になる。

素人から技術の内容に係ることを指摘され、それを認めるわけにはいかないというプライドがあるのだろうが、いつまでもリスクにさらさないでほしい。2007 年 11 月アクティブ試験ガラス固化開始から 13 年経過したが何ら技術が前進していない。

*ガラス固化終了 2013 年 5 月から 7 年経過高レベル廃液の残廃液は一向に減らず、私たちの安全が潜在的に脅かされている。これを見てもガラス固化は大失敗だったことになろう。

質問 II — 6)失敗続きの貴社ガラス固化体製造 LFCM 方式は英仏方式(AVM)に切り替え潜在的危険が甚だしい高レベル廃液を早期に固化安定化し人々を安心させることが望まれますが,見解をお知らせください。回答 II — 6

LFCM 法は AVM 法に比べ、溶融炉 1 基あたりの処理量が多いのに加え寿命が長く、それに伴い溶融炉自体の交換に伴う廃築物の量も少ないという特徴があります。当社はこの LFCM 法で実廃液を用いたガラス固化試験を実施し技術的課題を充服しています。

コメントⅡ-6

英国方式のほうが、六ヶ所方式より 5 倍もセシウム 137 を閉込めている.それだけ無駄にガラス固化体を増やしていることになる。 1 3 年も経過しているのに固化実績が見えてない。いつまでもこのような技術にしがみついて、人々へ不安定で超危険な高レベル廃液の潜在的リスクをそのままにしていることはもう許されなくなってきた。ガラス固化試験をして技術的課題を克服したというのならば、使用前検査をきちっと受けるべきであろう。使用前検査を法律から削除し、使用前事業者検査などという新制度にし自主検査として切り抜けようとしている。

A溶融炉は天井レンガが剥離したままで運転することになる。また高レベル廃液の濃縮蒸発缶は温度計部が穴があいたまま運転することになる。加えて硝酸溶液のため配管や機器が腐食老朽化し始めているはずだ。危険な工場になってきている。

*アクティブ試験は失敗であり、人々の安全を守るため再処理から撤退する選択しかない。

高レベル廃液を少量づつでも確実にガラス固化できる方式に切り替えるべき時点になってきている。

※ その他

この放出核種を経口摂取すると実効線量係数に基づく計算ではトリチウムについては年に1億7千万mSv,ヨウ素 129 について 473 万mSv になります。このような廃液を海洋へ流すことは環境基本法の理念から著しく逸脱する行為ではないのでしょうか。見解をお願いします。

関連事項として 2005 年 10 月 3 日の岩手県議会本会議において全議員一致で「三陸の海を守る請願」が採択され、海洋環境影響評価を実施することを求める要請が貴社へなされたはずです。

回答Ⅲ-1

六ヶ所再処理工場では、 トリチウム・クリプトン 85・炭素 14 を含む放射性物質は、十分な拡散・希釈効果を有する主排気筒または海洋放出日から放出することとしております。これにより施設周辺で受ける放射線量は、年間約 0.022 ミリシーベルトと評価されており、法令で定められている公衆の線量限度(年間 1 ミリシーベルト)を下回つており、これは国の安全審査においても確認されています。

したがって、十分な拡散・希釈効果を有する主排気筒または海洋放出口から放出する現状の方法は、安全性の観点からも現時点において最も妥当な方法であると考えています。なお、計算方法については原子力規制委員会 HP(下記 URL)のうち、再処理事業変更許可申請書の一部補正(添付書類七)に記載しております。

コメント III - 1

海洋へ年に9700兆 Bqのトリチウム等を放出することについて「十分な拡散・希釈効果を有する海洋放出口から放出する方法は安全性の観点からも最も妥当な方法である」との回答があり、この時代に驚くべき環境や人の健康に配慮しない無神経極まりない回答であった。福島第一原発汚染水中のトリチウム860兆 Bqの海洋放出で世界的にも問題になっている現在その11倍を1年で放出する行為にこのような回答は誰も受け入れないであろう。海洋のアセスメントなしに安全とするのはどうか、トリチウムについて年に最大1億7千万mSv(1億7千万人分の年摂取限度)もの線量相当を海洋へ放出することは環境基本法の理念を逸脱するものではないかと2つの質問には答えがなかった。

海洋へ年に 9700 兆 Bq のトリチウム等を放出し被ばく線量が 0.0019mSv の根拠については URL が示されたので確認してみたい。「海と空へ放出する放射性物質による放射性物質による周辺住民が受ける放射線量は年に約 0.022mSv」との答えであったが、今年 5 月 13 日の原子力規制委員会資料 1-2 によるとこの線量は 4 年冷却後再処理する時の値であり、15 年冷却時に変更されたため 0.014mSv になっていた。古い値で答えてきたのはどういうことか意味がわからないので確認したい。

*海洋へ大量のトリチウムを放出し「希釈・拡散するので妥当」との回答は環境基本法や人々の健康を尊重 しない旧態依然たる傲慢な強弁だ。海は原燃のものではないみんなの財産だ。 質問 III — 2) 貴社増田尚宏社長は原子力規制委員会でガラス固化試験について「使用前検査を終えた後に設備の動作確認をする方針」であると 8 月 3 1 日に報道されていましたが、本来実廃液を使用したアクティブ試験の中で使用前検査を行うはずであったのではありませんか。なぜ、使用前検査を行わずに終了報告書(8 炉:2013 年 1 月、A 炉:2013 年 5 月)が国へ提出されたのですか。2013 年 5 月に A 溶融炉試験が終了しそれから 7 年経過した今、炉も傷んでおり動作確認を伴わない使用前検査はありえないのではないでしょうか。このガラス固化に係る使用前検査は最も重要なものであり、実廃液(高レベル廃液と不溶解残渣廃液)を使用し動作確認を含む使用前検査を受検することが重大事故防止のために必須の条件ではないでしょうか。見解をお知らせください。

回答Ⅲ-2

ガラス固化設備については、炉規制法第46条に基づき、使用前事業者検査をしゅん工前に実施し、その後、原子力規制庁に使用前確認を受ける予定としています。

コメント川-2

ここは質問 2-2)のコメントと類似しています。

この4月施行の法律が改悪され工場の(使用前検査)が削除されていた。

2004年の原子炉等規制法第46条(使用前検査)第一項に「再処理事業者は・・・再処理施設の工事及び性能について経産大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ再処理施設を使用してはならない。」とある。再処理規則第6条の二(性能の技術上の基準)の二には「廃棄施設の能力が、申請書等及びその添付書類に記載した値以上であること」とある。 日本原燃が提出した事業申請書にはガラス溶融炉について高レベル廃液を用いた連続運転ができること、その処理能力が70L/h以上であることなど確認事項が記載されている。このことが使用前検査の終了であり、アクティブ試験の終了条件ともアクティブ試験計画書(平成18年1月31日補正)に明記されている。したがって高レベル廃液を使用したガラス固化試験の国による使用前検査が必須条件でありこれをクリアしなければ本格操業に入れないことになる。

しかし、2012 年原子力規制委員会が発足し原子炉等規制法第 46 条の二の二(再処理施設の性能の維持)が加えられ「再処理事業者は再処理施設の性能が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するようにその再処理施設を維持しなければならない。」とされ、再処理規則第 6 条の二(性能の技術上の基準)は全体が削除されていた。法第 46 条(使用前検査)は残っていた。 原子力規制委員会委員会規則: 再処理施設の技術基準に関する規則を確認してみたが、 旧再処理規則第 6 条の二(性能の技術上の基準)の二を担保する条項は消され再処理施設の維持の基準になってしまっていることがわかった。

そして今年 2020 年 4 月 1 日施行の原子炉等規制法第 46 条は(使用前検査)も削除され(使用前事業者検査)に変更されていた。第 46 条の 3 「・・・使用前事業者検査についての原子力規制検査により再処理施設が前項各号のいずれにも適合していることについて原子力規制委員会の確認を受けた後でなければその再処理施設を使用してはならない。」とあり国は事業者の申請書にかかわる技術基準になっているか確認することとなり、すっかり(使用前検査)は消されてしまい、ガラス固化の性能検査は法律からのぞかれてしまった。

質問Ⅲ—3) 六ケ所再処理工場は巨大核化学工場で約 1300km ものパイプラインが工場内に張り巡らされその中を放射性物質や有機溶剤などが流れています。そして原発を遥かに上回る放射能が高レベル廃液貯槽や使用済燃料プールに集積されています。それにもかかわらず緊急時防護措置準備区域 UPZ は原発よりも狭い半径 5 km とされています。これは極端な過小評価で実態に合わない避難目安ではないでしょうか。原理的に起きる可能性がある事故は起きると考えて最大の対策をたて、人々へ真実を公開するべきと思いますが、見解をお知らせください。

回答Ⅲ-3

国際原子力機関(IAEA)が定める国際的な基準では、施設に内在する危険性やその潜在的な影響の度合いに応じて、原子力災害対策重点区域の範囲の目安を示しており、東日本大震災を踏まえ、国では、この考え方等に基づいて、施設の種別毎に原子力災害対策重点区域を設定してしいます。

再処理施設については、事故後に事業者が何の対策も講じないという前提で、事故による敷地外での影響を評価した結果、IAEA 基準における「敷地外で重篤な確定的影響を生じさせるおそれがない施設(分類 II)」に該当するものとされています。この分類 II とされる施設の原子力災害対策重点区域は、 IAEA 基準におしいて PAZ が「なし」、UPZ を $0.5\sim5$ キロメートルとされていることから、国は、その最大値をとって、UPZ5 キロメートルを原子力災害対策重点区域の範囲の目安としたものと認識しています。

コメントⅢ-3

再処理工場には原発を遥かに上回る放射能が燃料プールや不安定な高レベル廃液,ガラス固化体の形で大量に集積されている。しかし UPZ 緊急時防護措置準備区域は原発よりも狭く 5km とされている。これは極端な過小評価ではないかと質問した。

「IAEA(国際原子力機関)の基準では敷地外で重篤な確定的影響を生じさせるおそれがない施設(分類 II)」に該当され UPZ を 5km にした」との回答であった。

IAEA は「原子力の平和的利用を促進するとともに、原子力が平和的利用から軍事的利用に転用されることを防止することを目的とする」国連の保護下の機関として位置付けられている。原子力の平和利用という目的の機関であり、言うなれば原子力推進機関である。1957年設立後この間世界はチェルノブイリ、スリーマイル、福島第一原発などさまざまな大事故が起き世界中を平和利用の名の下放射能で汚染させてきた。一体何を指導してきたのか。再処理施設を原発よりも危険度が低いとする見解を示すようなようでは原子力推進側の代表者の機関としか思えない。環境・人命を第一にする、利益相反がない公正な機関の見解が必要だ。現実のウラル事故、旧西独や高木評価等をよく見て人々の安全上これでよいのか。この世界一の地震密集国で世界でも最も危険施設の UPZ5km は人々を欺くものでありとても容認できない。

質問 III — 4) 英国からの返還固化体各々について以下英国のデータに基づき明らかになっています。

- ①測定・検査(発熱量,外観,寸法,重量,放射能測定,閉じ込め,表面汚染)結果
- ②アルファ 7 核種とベータ・ガンマ 1 2 核種について放射能濃度の計算説明書と結果。
- ②は英国製造元が提示した固化体に含まれる 33 核種についての放射能に基づき委託電力会社が計算したもののようです。しかし、英国が提示したウラン 4 核種が②のアルファ 7 核種から除かれている理由についておわかりならばご教示お願いします。

ガラス固化の最終処分場が国内で取沙汰されている現在, 貴社で製造したガラス固化体の各々について同様 の測定・検査結果と計算説明書と結果について最大漏らさず情報を公開するべきではないでしょうか。 見解 をお示しください。

回答Ⅲ-4

英国の測定データについては.ガラス固化体所有者である電力と再処理の委託を受けた英国事業者に係ることであり、当社は回答する立場にありません。

海外返還ガラス固化体の輸送については、電力会社が法令(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第58条)に基づいて国の確認を受ける必要があり、個々のガラス固化体の放射能量、発熱量、重量等が記載された申請書が公開されております。

一方、当社が製造したガラス固化体について|=、再処理施設内のガラス固化体貯蔵建屋に安全に保管しており、現状、輸送の具体的計画はありません。

コメント III - 4

海外からの返還固化体については英国からのものはその組成等が明らかにされている。しかしウランについてはその濃度が伏せ字になり秘密にされていた。一方六ヶ所再処理工場で製造されたガラス固化体については、返還固化体とは異なり、固化体のに閉込められた各核種とその濃度は一切公開されていない。

法律は輸入廃棄物については核燃料物質の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則第二条で基準が 定められ放射性物質の種類ごとの放射能濃度が求められている。しかし国内で製造されたものに係る廃棄物 の運搬に係る法整備はまだ行われていないようだ。

*最終処分されるガラス固化体については数千年,数万年の管理が必要なものであり国内,国外に関わらず 含まれる放射性物質の種類ごとの放射能濃度が公開されるべきであり,それが最終処分の条件になることは 当然ではあろう。

<u>質問Ⅲ—5</u>) 福島第一原発の大事故の責任を、誰もとっていません。また再処理工場の重大事故として 1957 年 9 月に旧ソ連で起こった「ウラルの核惨事」が銘記されなければなりません。このような人々の生活を根底から覆し難民にするような大事故を起こした場合,貴社社長はじめ重役はどう責任をとるおつもりですか。私達は貴社従業員ともども,この地で平和に未来永劫暮らしていきたい。そのためには絶対に大事故を起こさないでいただきたい。絶対事故を起こさないという決意をぜひお知らせください。

回答Ⅲ-5

私たちは、福島第一原子力発電所の事故が社会に与えた影響を決して忘れることなく、このような事故を 絶対に起こしてはならないという強い決意のもと、安全を最優先し、世界トップレベルの安全性を有する原 子燃料サイクル施設をつくりあげていくために、昨日より今日、今日より明日と日々成長・改善する取組み を全社一丸となって進めてまいります。

コメント川-5

大事故を起こした場合の社長を始めとする経営層の責任について質問をしたが、これには答えず一般的な 回答内容であった。回答者は社長ではなく日本原燃の広報部である。「安全を最優先し」とあるがこれは、 社内の職員の安全を意味しているように思う。もし周辺住民を始めとする人々の安全を最優先するのならば 海洋や空にトリチウムやクリプトン、炭素などの放射性物質を垂れ流しにするようなことはありえないから である。

ウラン,プルトニウムの製品への回収率,ガラス固化体に含まれる核種の放射能量など秘密にして公開せずに,安全を最優先と言われても言葉だけにしか聞こえない。

「福島原発事故が社会に与えた影響を決して忘れることなく」とあるが、同時に事業者として福島原発事故がなぜ起きたのかそこから教訓を得、それを事業に反映させることがなければ意味がない。なぜ大津波が予測されていたのに対策をとらなかったのか、東電のシステムに大きな欠陥があったからではないか。

六ケ所再処理工場においては、アクティブ試験が事業計画通りに行っていないことがわかった。失敗だったと私たちは見ている。莫大な放射能を抱え一歩間違うと重大事故になる。重大事故の要因などについて、多くの人達からさまざまな警告が発せられている。そこに耳を傾け真摯に取り組む姿勢が見えず、信頼できる状況にはない。このまま本格稼働になると日常的に放出される放射性汚染水や汚染物による環境汚染が広がり、大地震や落雷、火山活動等が引き金になり重大事故が起こるのではないかと不安が増すばかりである。